

別表 2 (一般法人・NPO 法人・その他団体用)

助成対象経費の基準について

＜助成事業経費に関する留意事項＞

- 1 申請事業の実施に直接関係する経費に限ります。
- 2 次の経費は助成対象外です。
  - ① 助成金の支出期間(2027 年 4 月 1 日～2028 年 2 月 10 日)外に支払った経費
  - ② 人件費(給料、社会保険料、雑給等)
  - ③ 事業を宣伝するためのマスメディアへの広告費
  - ④ 領収書を入手できない経費
  - ⑤ その他、当財団が助成対象外と判断した経費
- 3 公共交通機関の交通費は、全て実費精算とします。
- 4 経費区分(費目)の名称は、経費区分一覧表と同一にしてください。(2ページ以降に記載しています。)どの経費区分(費目)に該当するかわからない場合は、当財団事務局に照会してください。
- 5 当財団の提示条件に該当する団体は、管理費を助成対象経費に設定することができます。(詳細は 4 ページをご覧ください。)
- 6 助成対象経費には、税金を含みます。
- 7 その他、経費について疑義が生じたときは、経費を支出する前に当財団事務局に照会してください。(照会方法:指定の E-mail)

経費区分一覧表

(1) 共通区分

以下の項目は、事業実施の際、特に注意が必要な経費について説明したものです。

費目の上限額は、下の表の基準単価欄等を確認してください。

経費区分(費目)	助成対象経費(例)	基準単価(上限)	留意点	
旅費	・公共交通機関(タクシー除く)の運賃 ・タクシー代(上記機関の利用できない地域) ・航空運賃(エコノミー料金)		・新幹線、タクシー、航空機以外の領収書の提出は免除します。 ・左記の範囲内であれば、パック旅行代(往復運賃+宿泊費)も対象とします。	
	・宿泊費	国内宿泊費	12,000 円/泊・名	<助成対象外経費> ・公共交通機関の特別料金(グリーン料金及びこれに類するもの) ・車両の燃料代
		海外宿泊費	23,000 円/泊・名	
諸謝金 [上限:30 万円]	・講師(基調講演)	10 万円/名	・諸謝金は、現金のみ対象とします。 ・イベント事業出演者の謝金は、団体・個人の別なく一律とします。	
	・その他の出演者(パネリスト、司会者等)	5 万円/名		
	・イベント事業出演者	5 万円/団体		
原稿料	・原稿執筆料	5 万円/稿	広報啓発物、掲載論文等を対象とします。	
借料	・会場費(会場設営費含む)	50 万円/事業	・事業実施のための一時的な借り上げ費用に限ります。 <助成対象外経費> ・申請団体が管理、収益を受ける立場にある施設の使用料 ・事業終了後の反省検討会等の会場等の使用料 ・団体の所有する車両の使用料	
	・機材・備品借上費			
物品購入費			<助成対象外経費> ・備品・汎用機器(パソコン・プロジェクター等) ・参加者への記念品・土産	
消耗品費	・事務用品・コピー用紙等			

経費区分(費目)	助成対象経費(例)	基準単価(上限)	留意点
通信運搬費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業案内文書の発送費</li> <li>・広報啓発物の発送費</li> <li>・振込手数料</li> <li>・電話料金</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・電話料金は、電話相談業務等の直接事業に必要な経費に限ります。</li> </ul>
保険料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ボランティア保険</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請事業の活動に参加する方のみ対象となります。</li> </ul>
会議費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・講師、出演者、招待者等の飲料代</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;助成対象外経費&gt;</li> <li>・一般参加者の飲料代</li> <li>・食事代、弁当代、菓子代、酒代</li> </ul>
印刷費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報啓発物の作成費(ポスター、パンフレット等)</li> <li>・資料作成費(プログラム、配布資料等)</li> <li>・刊行物作成費(定期刊行物の発刊事業のみ)</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;助成対象外経費&gt;</li> <li>・シンポジウム等の開催結果をまとめた報告書</li> <li>・申請事業以外の内容が主体となる広報啓発物</li> </ul>
映像制作費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ビデオ、DVD 制作</li> <li>・画像加工の経費</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;助成対象外経費&gt;</li> <li>・事業の記録化のための映像制作</li> </ul>

(2) 特殊区分

以下の項目は、当財団の提示条件に該当する団体に限り、助成対象経費の申請が可能な経費です。

該当の有無については、下の表の資格・条件欄を確認してください。

(2)-1 避難所・一時滞在施設等経費

経費区分(費目)	資格・条件	助成対象経費(例)	留意点
避難所(シェルター) ・一時滞在施設等 経費	・犯罪被害(DV 被害等)からの緊急一時避難所であること ・再犯防止のための一時滞在施設等であること	・家賃 ・シェルター管理費 ・防犯設備等の借料 ・汎用物品の購入等	・当財団が承認した経費に限ります。 ・貧困救済等の社会福祉関連の一時避難所は除外します。

(2)-2 管理費

経費区分(費目)	資格・条件	助成対象経費(例)	留意点
管理費 [広域安全事業:上限 20 万円] [県域安全事業:上限 10 万円]	・直近の決算書に記載の流動資産が 1,500 万円未満の法人もしくは団体であること	事業運営に必要な ・人件費 ・家賃 ・光熱費等 ・汎用物品の購入等	<助成対象外経費> ・領収書を入手できない経費